

証券コード 2918

平成28年5月11日

株 主 各 位

東京都小平市小川東町五丁目7番10号
わらべや日洋株式会社
代表取締役社長 大友啓行

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都立川市曙町二丁目14番16号
立川グランドホテル 4階 カルログランデ
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
 - 報告事項
 1. 第52期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）
計算書類の報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 吸収分割契約承認の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役1名選任の件

第5号議案 監査役1名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.warabeya.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の弱さの影響により先行きに不透明感はあるものの、企業業績や雇用情勢に引き続き改善の動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

食品業界では、「安全・安心」を求める消費者意識が高まる中、原材料価格の上昇、雇用の改善に伴う人手不足・労働コストの上昇などもあり、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況下、当社グループは、主要顧客であるセブン-イレブンの積極的な出店などにより、売上を拡大しました。また、東北地区での売上増加に対応するために、5月から稼働した新設の岩手工場でも生産が本格化しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,091億4千7百万円（前期比74億6千6百万円、3.7%増）となりました。一方、新設の岩手工場の初期赤字のほか、人件費の上昇などにより、営業利益は30億8千8百万円（前期比10億4千9百万円、25.4%減）、経常利益は33億3千6百万円（前期比11億6千6百万円、25.9%減）となりました。また、特別損失に固定資産の減損損失18億2千1百万円を計上した結果、当期純利益は14億2千8百万円（前期比13億4千6百万円、48.5%減）となりました。

セグメントごとの事業概況は、以下のとおりです。

【食品関連事業】

納品店舗数の増加、「おにぎり」や「チルド弁当」などの売上が伸長したことにより、売上高は1,636億6千5百万円（前期比72億5千5百万円、4.6%増）となりました。

一方、営業利益は、岩手工場の初期赤字や人手不足・品質管理体制の強化による人件費の上昇などの影響を受け20億7千6百万円（前期比8億9千8百万円、30.2%減）となりました。

【食材関連事業】

海老や鶏加工品の取扱高が減少したことにより、売上高は241億4千5百万円（前期比10億8千2百万円、4.3%減）となりました。一方、利益率が改善し、営業利益は、4億6千1百万円（前期比1億4千1百万円、44.2%増）となりました。

【物流関連事業】

セブン-イレブンの店舗増加に伴い、共同配送事業の取扱高が増加したことなどにより、売上高は141億4千3百万円（前期比13億2千5百万円、10.3%増）となりました。一方、営業利益は、増収効果はあったものの、新規開設したセンター・営業所の一時的費用の発生などにより、5千4百万円（前期比2億4千3百万円、81.8%減）となりました。

【その他】

売上高は71億9千2百万円（前期比3千3百万円、0.5%減）となりました。営業利益は、食品製造設備事業において利益率の高い案件が減少したことや、人材派遣事業において人手不足に伴い採用コストが増加したことなどにより、3億6千5百万円（前期比1億4千7百万円、28.8%減）となりました。

事業別売上高

事業	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	前 期 比 (%)
食 品 関 連 事 業	156,409	163,665	4.6
食 材 関 連 事 業	25,227	24,145	△4.3
物 流 関 連 事 業	12,817	14,143	10.3
そ の 他	7,226	7,192	△0.5
合 計	201,680	209,147	3.7

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は86億4千3百万円で、その主な内容は次のとおりです。

当連結会計年度中に取得した主要設備

岩手工場生産機器	1,892百万円
石川共配センター	752百万円
丸刃スライサーライン	495百万円
過熱蒸気ライン	478百万円
新潟工場炊飯ライン更新・増改築工事	473百万円
滋賀工場和菓子増設改修工事	457百万円
上田工場炊飯ライン更新・増改築工事	441百万円

(3) 資金調達の状況

設備投資に必要な資金は、自己資金および金融機関からの借入金によってまかっています。当社は、資金調達の効率化および安定化を図るため取引銀行3行と総額50億円の特定融資枠（コミットメントライン）契約を締結しており、期末日現在の未使用枠残高合計は50億円です。

(4) 中長期的な経営戦略および対処すべき課題

“食”の安全に対する社会的意識の高まりや、消費者ニーズの多様化に伴う競争激化など当社を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、当社グループは、いかなる環境にも対応できる経営基盤を構築し、収益構造の強化を図るとともに、より企業価値を高め、持続的に成長する企業グループを目指します。

当社グループは、新規カテゴリーの開発や、新規エリアへの進出などにより、コンビニエンスストア向けの事業拡充を図るとともに、独自の食材開発や、海外展開の強化も行っていきます。

多様化する消費者ニーズに対しては、当社グループは、常においしさを追求した商品や、地域・年代の好みに合わせた新商品の開発に努め、今後とも価値ある商品の提供を行っていきます。

また、「安全・安心」な商品の開発・提供をモットーに、当社グループは、従来以上に品質・衛生管理を強化するとともに、全工場において業界独自のHACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point: 危害分析重要管理点/食品製造工程の衛生管理プログラムの一つ) 認証を取得し、各工場の衛生管理指導を徹底していきます。

さらに、国内外の原材料調達ルートの見直しや海外加工拠点の見直し、製造設備の改善・開発による省力化および物流の効率化、大規模災害に伴う電力不足などに対する危機管理体制のさらなる改善など、企業体質の強化と業績の向上に一層努めていきます。

(5) 財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 49 期 (平成25年 2 月期)	第 50 期 (平成26年 2 月期)	第 51 期 (平成27年 2 月期)	第 52 期 (当連結会計年度) (平成28年 2 月期)
売 上 高 (百万円)	175,048	186,531	201,680	209,147
経 常 利 益 (百万円)	4,114	3,957	4,502	3,336
当 期 純 利 益 (百万円)	2,162	2,272	2,775	1,428
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円・銭)	130.11	129.01	157.55	81.34
総 資 産 (百万円)	65,941	71,104	77,117	77,334
純 資 産 (百万円)	36,943	38,848	41,210	41,529

- (注) 1. 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した期中平均株式数にて算出しております。
3. 第52期の1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株式数を控除しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
わらべや関西株式会社	100百万円	100.0%	[食品関連事業] 調理済食品の製造
わらべや東海株式会社	100百万円	100.0%	[食品関連事業] 調理済食品の製造
わらべや北海道株式会社	100百万円	100.0%	[食品関連事業] 調理済食品の製造
WARABEYA USA, INC.	1,400千米ドル	100.0%	[食品関連事業] 調理済食品の製造、販売
株式会社日洋	90百万円	100.0%	[食材関連事業] 食品用材料の仕入、販売
株式会社日洋フレッシュ	10百万円	100.0%	[食材関連事業] 食品用材料の加工
株式会社ベストランス	50百万円	100.0%	[物流関連事業] 食品関係の配送
株式会社プロシスタス	20百万円	100.0%	[その他] 食品製造設備の販売
株式会社ソシアリンク	50百万円	100.0%	[その他] 人材派遣、業務請負

(注) 1. 株式会社日洋フレッシュは、株式会社日洋の子会社（出資比率100.0%）であり、当社の出資比率は間接所有割合であります。

2. わらべや福島株式会社につきましては、平成27年3月1日付で当社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

当社グループの主な事業は、米飯群、調理パン群、惣菜群などの調理済食品の製造、販売ならびに食品用材料の仕入、加工、販売です。このほか、食品関係の配送、食品製造設備などの販売、人材派遣および業務請負などの事業活動を展開しています。

(8) 主要な営業所および工場 (平成28年2月29日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都小平市	千葉工場	千葉県袖ヶ浦市
東京工場	東京都武蔵村山市	群馬工場	群馬県太田市
村山第二工場	東京都武蔵村山市	栃木工場	栃木県栃木市
横浜工場	横浜市都筑区	新潟工場	新潟県見附市
相模原工場	相模原市中央区	茨城工場	茨城県小美玉市
入間工場	埼玉県入間市	南アルプス工場	山梨県南アルプス市
大宮工場	さいたま市北区	上田工場	長野県上田市
吉川工場	埼玉県吉川市	岩手工場	岩手県北上市
浦和工場	さいたま市桜区	福島工場	福島県郡山市

② 子会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
わらべや関西株式会社	大阪府摂津市	株式会社日洋フレッシュ	東京都新宿区
わらべや東海株式会社	愛知県日進市	株式会社ベストランス	東京都東大和市
わらべや北海道株式会社	札幌市白石区	株式会社プロシスタス	東京都東村山市
WARABEYA USA, INC.	米国ハワイ州 ホノルル市	株式会社ソシアリンク	東京都新宿区
株式会社日洋	東京都新宿区		

(9) 従業員の状況 (平成28年2月29日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (人)	対前期末比増減
食品関連事業	1,546 [5,904]	53 [67]
食材関連事業	98 [94]	△2 [△2]
物流関連事業	184 [1,397]	19 [128]
その他	186 [3,932]	9 [△9]
合計	2,014 [11,327]	79 [184]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当連結会計年度の平均雇用人員 (1日8時間労働換算) を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (人)	対前期末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数 (年)
1,040 [3,962]	120 [381]	38.5	8.6

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当事業年度の平均雇用人員 (1日8時間労働換算) を外数で記載しております。
2. 当社の従業員数は全て食品関連事業のセグメントに所属しております。
3. 従業員数が前期末に比べ120名増加しておりますが、主な理由としましては、平成27年3月1日付でわらべや福島株式会社(子会社)を吸収合併したことや、平成27年5月25日より岩手工場を稼働したことによるものです。

(10) 主要な借入先の状況 (平成28年2月29日現在)

(単位: 百万円)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	2,120
株式会社みずほ銀行	604
株式会社三菱東京UFJ銀行	576

- (注) 1. 当社は、資金調達の効率化および安定化を図るため取引銀行3行と総額50億円の特定期間枠 (コミットメントライン) 契約を締結しており、期末日現在の未使用枠残高合計は50億円であります。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 株式会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 55,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,625,660株 (自己株式11,446株含む)
- (3) 株主数 7,955名
- (4) 一単元の株式 100株
- (5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 セ ブ ン - イ レ ブ ン ・ ジ ャ パ ン	2,195千株	12.46%
株 式 会 社 大 友 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト	1,350千株	7.66%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	810千株	4.60%
大 友 啓 行	520千株	2.96%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	480千株	2.73%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	480千株	2.73%
わ ら べ や 日 洋 共 栄 会	464千株	2.63%
B N P パ リ バ 証 券 株 式 会 社	418千株	2.37%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	399千株	2.27%
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	354千株	2.01%

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口) 所有の当社株式76,500株は、自己株式に含めておりません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年5月28日開催の第51回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（業務執行権限を有しない取締役を除く。）および当社子会社7社（わらべや関西株式会社、わらべや東海株式会社、わらべや北海道株式会社、株式会社日洋、株式会社ベストランス、株式会社プロシスタスおよび株式会社ソシアリンク）の取締役社長（当社の従業員身分を有するものを除く。）を対象とするインセンティブプランとして、株式報酬制度（以下「役員報酬B I P信託」という。）を導入しております。

当事業年度末日（平成28年2月29日）現在、役員報酬B I P信託に係る信託口が保有する当社株式数は76,500株であります。

3. 株式会社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年2月29日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	妹川 英俊	
代表取締役社長	大友 啓行	
取締役副社長	大木 久人	品質保証部管掌(海外事業担当) WARABEYA USA, INC. President
専務取締役	森浦 正名	管理本部長
常務取締役	藤沼 良友	地区事業本部長
常務取締役	白井 恒久	首都圏事業本部長
取締役	坪木 正雄	品質保証部長
取締役	浅野 直	管理本部 経理部長
取締役	佐藤 吾一	地区事業本部 北関東事業部長
取締役	坂田 洋一	管理本部 総務部長
取締役	棚本 実	首都圏事業本部 首都圏第一生産部長 兼 首都圏第二生産部長
取締役	古川 紘一	
常勤監査役	旭 輝之	
常勤監査役	井村 幹男	
監査役	谷村 正人	弁護士
監査役	神谷 和彦	公認会計士 戸田建設株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 古川紘一氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 谷村正人、神谷和彦の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 社外監査役 谷村正人氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役 神谷和彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成27年12月1日付で取締役の担当を以下のとおり変更しております。
- ・常務取締役 藤沼良友氏は、生産本部長から地区事業本部長に就任いたしました。
 - ・常務取締役 白井恒久氏は、商品本部長から首都圏事業本部長に就任いたしました。

・取締役 佐藤吾一氏は、生産本部北関東生産部長から地区事業本部北関東事業部長に就任いたしました。

・取締役 棚本実氏は、生産本部首都圏第一生産部長 兼 首都圏第二生産部長から首都圏事業本部第一生産部長 兼 首都圏第二生産部長に就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (1名)	282百万円 (4百万円)	報酬限度額 確定金額報酬 400百万円 業績連動型報酬 (連結当期純利益基準) 150百万円 (平成27年5月28日開催の株主総会決議)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	32百万円 (8百万円)	報酬限度額50百万円 (平成6年5月26日開催の株主総会決議)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与 (業績連動型報酬) 40百万円の支給見込額が含まれております。
3. 取締役の報酬等の額には、平成27年5月28日開催の第51回定時株主総会において決議された、株式報酬制度に基づき計上した役員株式給付引当金29百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役 神谷和彦氏は、戸田建設株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	古 川 紘 一	平成27年5月28日就任以降、当期開催の取締役会13回のうちの全てに出席し、主に長年にわたる企業経営の見地からの発言を行っております。
監 査 役	谷 村 正 人	当期開催の取締役会17回のうちの16回、当期開催の監査役会14回のうちの全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	神 谷 和 彦	当期開催の取締役会17回のうちの16回、当期開催の監査役会14回のうちの全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役2名は、会社法第427条第1項および当社定款第29条ならびに第37条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切かどうか必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性および審査体制その他の会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを考慮し、取締役と緊密な連携を取りつつ、解任または不再任の決定を行うものとしたします。なお、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合には、速やかに監査役会において、会計監査人の解任または不再任について協議を行うこととしたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）

① 業務運営の基本方針

当社および当社グループ各社は、すべての役員（取締役、監査役）および従業員（社員、嘱託、派遣社員、契約社員、パートタイム従業員その他当社の業務に従事するすべてのもの）が、職務を執行するにあたっての基本方針として、以下を定める。

(イ) 当社グループは、中食業界のリーディングカンパニーとして、以下のグループ理念および経営理念の下、社会の要請に的確かつ迅速に対応することで、より企業価値を高め、持続的に成長する企業グループを目指す。

(ロ) 食材のトレーサビリティの確立、衛生管理、品質管理の徹底を最重要経営課題として、おいしく、安全で安心な食品の提供に努める。

<グループ理念>

私たちは「安全・安心」と「価値ある商品・サービス」の提供を通じて、お客様の健康で豊かな食生活に貢献します。

<経営理念>

- ・お客様のニーズを追求し、変革を推進します。
- ・コンプライアンスを実践し、透明性の高い経営を行い、社会から信頼される企業を目指します。
- ・人を育て、働きがいのある、環境にやさしい企業を目指します。

② 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社は、取締役、従業員を含めた行動規範としてわらべや日洋株式会社企業行動規範およびコンプライアンスマニュアルを定め、これらの遵守を図る。

(ロ) 当社および当社グループ各社は、取締役会規程に基づき、月1回取締役会を開催することを原則とし、さらに適宜開催する臨時取締役会により、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反を未然に防止する。

(ハ) 当社は、監査役会設置会社であり、複数の社外監査役を含む監査役会の定める監査方針に従い、各監査役は取締役の職務執行を監査し、経営機能に関する監督強化を行う。

(ニ) 当社および当社グループ各社は、取締役が、取締役の法令定款違反を発見した場合は、直ちに当社の監査役会および取締役会に報告し、その是正を行う。

- (ホ)当社および当社グループ各社の取締役は、反社会的勢力とは一切関係をもたず、また、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然として対応する。
- ③ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (イ)当社は、コンプライアンス体制の基礎として、わらべや日洋株式会社企業行動規範およびコンプライアンスマニュアルを定める。
- (ロ)当社は、社長の直轄下に、管理本部担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・維持を図り、定期的に役員、従業員に対して、コンプライアンスに対する研修・啓蒙を行う。当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を設置し、当社グループ各社はオブザーバーとして、コンプライアンス委員会に参加する。
- (ハ)当社および当社グループ各社の取締役は、従業員の重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく当社の常務会において報告する。
- (ニ)当社および当社グループ各社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実の社内報告体制として、社外の弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行う。
- (ホ)当社および当社グループ各社の監査役は、法令遵守体制および社内通報システムの運用に問題があると認める場合は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (ヘ)当社および当社グループ各社の従業員は、反社会的勢力とは一切関係をもたず、また、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然として対応する。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ)当社および当社グループ各社は、リスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、継続的に監視する。
- (ロ)当社の管理本部担当役員は、当社グループ全社のリスクに関する事項の統括責任者であり、当社の総務部は、統括責任者を補佐する。
- (ハ)リスク統括責任者は、経営危機対応規程に基づき、想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- (ニ)当社の内部統制室は、当社および当社グループ各社の総務部門と連携し、当社および当社グループ各社の日常的なリスク管理の状況の監査を実施する。
- (ホ)当社の管理本部担当役員を統括委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント委員会は定期的に上記の体制の整備の進捗状況の評価するとともに、具体的な個別事案の検証を通して全社的体制の適切性に関する評価を行う。当社グループ各社はオブザーバーとして、リスクマネジメント委員会に参加する。

- (へ)上記内部監査および評価の結果は、リスク管理に関する事項として定期的に当社の取締役会、監査役会に報告される。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ)当社および当社グループ各社は、月1回の定例取締役会および適宜開催する臨時取締役会にて、経営方針および経営上の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督等を行う。
- (ロ)当社は、取締役会の下に、「常務会」（原則週1回開催）を設置し、取締役会の議論・審議を充実させるための審議を行うほか、経営上の重要な業務執行課題について審議を行う。
- (ハ)当社グループ各社は、取締役会の下に、「経営会議」（原則週1回開催）を設置し、取締役会の議論・審議を充実させるための審議を行うほか、経営上の重要な業務執行課題について審議を行う。
- (ニ)当社および当社グループ各社の取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ⑥ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (イ)当社の管理本部担当役員は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき全社的に統括する。
- (ロ)当社の管理本部担当役員は、法令および管理本部担当役員が作成する文書管理に関する社内規程（文書保存規程および文書保存に関する基準）に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存する。
- (ハ)当社の取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ⑦ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (イ)当社役員が当社グループ会社の非常勤役員を兼務することにより、各社の取締役会を通して、経営に関与し、経営管理を強化する。また、関係会社管理規程に則り、当社グループ各社の重要案件は、当社常務会、取締役会で審議する体制とする。
- (ロ)当社経営企画部は、当社グループ全社の統括機能を有し、効率的なグループ経営を推進する。
- (ハ)当社の監査役または監査役会は、会計監査人および当社内部統制室と連携し、グループの連結経営に対応した、グループ全体の監視・監査を行う。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (イ)当社は、財務報告の信頼性を確保するため、当社が定める「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行う。

- (ロ)当社グループの内部統制の整備・運用状況の評価については、内部統制室が統括する。
- ⑨ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性に関する事項
- (イ)当社は、監査役の職務の補助をすべき使用人は設置していないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その監査役スタッフの人事および変更については、監査役の同意を要するものとする。
- (ロ)監査役スタッフへの指示は取締役から独立して行われるものとし、その監査役スタッフは監査役の指示に基づきその業務を行う。
- ⑩ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ)当社の監査役は、取締役会、常務会等に出席し、重要な報告を受ける。
- (ロ)当社の取締役または従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を報告する。
- (ハ)前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役、従業員に対して報告を求めることができる。
- (ニ)当社は、社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令定款違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ)当社の監査役会は、必要に応じて各取締役および重要な従業員からの個別のヒアリングを行う機会を設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換を実施する。
- (ロ)会計監査人または当社の取締役もしくはその他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告しなければならない。
- (ハ)当社および当社グループ各社の役員、従業員およびこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に報告する必要があると判断した事項について、直接または間接的に当社の監査役に報告することができる。
- (ニ)前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはない。
- (ホ)当社は、監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払を行う。

(2) 内部統制システムの運用状況の概況

当連結会計年度における内部統制システムの運用状況の概要は、下記のとおりです。

① 法令・定款への適合を確保するための体制

(イ) コンプライアンス徹底のための施策

- ・コンプライアンス委員会（当連結会計年度は1回開催）を中心に法令遵守体制の点検・強化を行っております。
- ・コンプライアンス研修に関しては、中途・新卒などあらたに入社した従業員に対して行うとともに、従業員の各階層別研修においても行っております。また、法改正に対応して適宜実施しております。
- ・コンプライアンスに関するアンケートを本社・製造子会社・非製造子会社の順に毎年行っております。当連結会計年度は非製造会社に対して実施いたしました。

(ロ) コンプライアンス体制の強化

- ・当連結会計年度は当社総務部内に法務・コンプライアンス課を設置し、管理職を専従で配置するなど体制の強化を行いました。

② 損失の危険の管理に関する対応

- ・当社の管理本部担当役員を統括委員長とするリスクマネジメント委員会を定期的に開催しております。当連結会計年度は年4回開催いたしました。当委員会も平成19年から延べ20回実施しており、この活動を通して体制や規程の整備が整っただけでなく、潜在リスクを評価し対応準備をすることも可能になっております。
- ・定期的に防災訓練を行うとともに、社員・従業員の安否確認サービスをより強化いたしました。

③ 効率的な職務執行を確保させるための体制

- ・環境変化を経営に反映すべく、中期計画を毎年見直しております。
- ・当社において、地域別商品開発力の一層の強化と生産効率の更なる向上を目的として、事業本部制を採用いたしました。

④ 監査役の実効的な監査を確保するための体制

- ・当社監査役は、代表取締役、会計監査人、および内部統制室とそれぞれ定期的に意見交換等の場をもったほか、取締役会をはじめ常務会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会などの会議に出席し、内部統制に関する状況の把握に努めました。また、会計監査人および内部統制室との三様監査体制を通じて、監査役監査が実効的に行われるよう適正に対応いたしました。

連結貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	30,235	流 動 負 債	23,423
現金及び預金	6,493	支払手形及び買掛金	9,943
受取手形及び売掛金	17,357	短期借入金	100
商品及び製品	2,554	1年内返済予定の長期借入金	630
原材料及び貯蔵品	936	リース債務	1,712
繰延税金資産	580	未払金	8,630
その他	2,335	未払法人税等	361
貸倒引当金	△22	賞与引当金	909
固 定 資 産	47,099	そ の 他	1,135
有形固定資産	41,345	固 定 負 債	12,381
建物及び構築物	17,374	長期借入金	2,569
機械装置及び運搬具	5,331	リース債務	5,873
土地	12,332	退職給付に係る負債	2,514
リース資産	5,902	役員株式給付引当金	34
建設仮勘定	176	関係会社事業損失引当金	105
その他	229	資産除去債務	1,184
無形固定資産	689	そ の 他	99
リース資産	12	負 債 合 計	35,805
その他	676	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	5,064	株 主 資 本	41,212
投資有価証券	533	資 本 金	8,049
繰延税金資産	2,104	資 本 剰 余 金	8,143
その他	2,429	利 益 剰 余 金	25,281
貸倒引当金	△2	自 己 株 式	△263
資 産 合 計	77,334	その他の包括利益累計額	317
		その他有価証券評価差額金	163
		繰延ヘッジ損益	△57
		為替換算調整勘定	139
		退職給付に係る調整累計額	71
		純 資 産 合 計	41,529
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	77,334

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年3月1日から)
(平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		209,147
売 上 原 価		180,640
売 上 総 利 益		28,506
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,418
営 業 利 益		3,088
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	308	
そ の 他	372	680
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	92	
そ の 他	340	432
経 常 利 益		3,336
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	300	300
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,821	1,821
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,814
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,052	
法 人 税 等 調 整 額	△667	385
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,428
当 期 純 利 益		1,428

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から)
(平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,049	8,143	24,704	△17	40,881
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△235	—	△235
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,049	8,143	24,469	△17	40,645
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	△616	—	△616
当 期 純 利 益	—	—	1,428	—	1,428
自己株式の取得	—	—	—	△245	△245
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	812	△245	566
当 期 末 残 高	8,049	8,143	25,281	△263	41,212

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	166	18	138	5	329	41,210
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	△235
会計方針の変更を反映した当期首残高	166	18	138	5	329	40,974
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△616
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	1,428
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△245
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3	△75	0	66	△12	△12
当期変動額合計	△3	△75	0	66	△12	554
当 期 末 残 高	163	△57	139	71	317	41,529

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

わらべや関西株式会社、わらべや東海株式会社、わらべや北海道株式会社、WARABEYA USA, INC.、株式会社日洋、株式会社日洋フレッシュ、株式会社ベストランス、株式会社プロシスタス、株式会社ソシアリンク

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたわらべや福島株式会社については、平成27年3月1日付で当社と合併したため、連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

株式会社サンフーズ横倉

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称

株式会社サンフーズ横倉

持分法を適用しない理由

非連結子会社および関連会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちWARABEYA USA, INC. の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。上記以外の全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (ロ) 時価のないもの ② デリバティブ ③ たな卸資産 <ul style="list-style-type: none"> 商品及び製品 原材料及び貯蔵品 | <p>移動平均法による原価法
時価法</p> <p>主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> |
| (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 有形固定資産
(リース資産を除く) ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | <p>定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> |
| (3) 重要な引当金の計上基準 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 貸倒引当金 ② 賞与引当金 ③ 役員株式給付引当金 ④ 関係会社事業損失引当金 | <p>売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。</p> <p>株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の事業の状況等を勘案して必要額を計上しております。</p> |
| (4) 退職給付に係る会計処理の方法 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 退職給付見込額の期間帰属方法 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 | <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。</p> |

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債、収益および費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替予約

通常取引の範囲内で、外貨建営業債権債務に係る将来の為替変動リスクを回避する目的で包括的な為替予約取引等を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

管理手続は会社で承認された管理規程および諸手続に基づいて行っており、ヘッジ対象およびヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支給見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が365百万円増加し、利益剰余金が235百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益にあたる影響は軽微です。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、平成27年5月28日の定時株主総会決議に基づき、取締役（業務執行権限を有しない取締役を除く。）並びに当社グループの一部の子会社（以下、「対象子会社」といい、当社および対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役社長（当社の従業員身分を有する者を除く。当社の取締役と併せて、以下「対象取締役」という。）を対象に、これまで以上に当社グループの業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」を導入いたしました。

(1) 取引の概要

本制度は、各対象会社が拠出する取締役報酬額を原資として当社株式が当社が設定する信託を通じて取得され、対象会社ごとに、役位と業績指標に応じて、対象取締役に当社株式が交付される株式報酬制度です。ただし、対象取締役が当社株式の交付を受けるのは、原則として対象取締役の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度末において245百万円、76,500株です。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地	5,451百万円
建物及び構築物	3,536百万円
機械装置	431百万円
その他（工具器具備品）	16百万円
合計	<u>9,436百万円</u>

(2) 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	431百万円
長期借入金	1,448百万円
合計	<u>1,880百万円</u>
2. 有形固定資産の減価償却累計額	46,130百万円
3. 保証債務	
非連結子会社の金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。	
株式会社日鰻	829百万円
株式会社フレボファーム	500百万円
合計	<u>1,329百万円</u>

(連結損益計算書に関する注記)

(減損損失)

当社グループは、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
上田工場（長野県上田市）、南アルプス工場（山梨県南アルプス市）	事業資産（工場）	土地、建物、機械装置等	1,439
香川県坂出市他	除却予定資産	機械装置等	382

当社グループは、工場、事業所、賃貸資産（物件単位）等を基準にグルーピングしております。

上田工場および南アルプス工場において保有する固定資産について収益性の低下がみられたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

香川県坂出市他の資産は製造品目の見直しに伴う除却が決定しており、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は正味売却価額を使用し、土地、建物は、不動産鑑定評価額に基づいて評価しております。土地、建物以外の固定資産は零として回収可能価額を評価しております。

主な内訳は、リース資産708百万円、機械装置560百万円、建物及び構築物491百万円、土地48百万円、その他12百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 17,625,660株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成27年5月28日開催の第51回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・ 配当金の総額 616百万円
- ・ 1株当たり配当額 35円00銭
- ・ 基準日 平成27年2月28日
- ・ 効力発生日 平成27年5月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年5月26日開催の第52回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 704百万円
- ・ 1株当たり配当額 40円00銭
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 基準日 平成28年2月29日
- ・ 効力発生日 平成28年5月27日

(注) 「配当金の総額」には役員報酬B I P信託が保有する当社株式(平成28年2月29日基準日76,500株)に対する配当金3百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画および運転資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、当社グループは為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で19年4ヶ月後であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規則に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理につきましては、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。なお、連結子会社についても同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、金融負債の極小化を図るため、キャッシュ・マネジメント・サービス（CMS）を導入しており、当社および主要な連結子会社の資金を当社が一元管理しております。財務部門が資金調達または資金運用計画を策定すること等で、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（5）信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち74.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,493	6,493	—
(2) 受取手形及び売掛金	17,357	17,357	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	518	518	—
資産計	24,369	24,369	—
(1) 支払手形及び買掛金	9,943	9,943	—
(2) 短期借入金	100	100	—
(3) 未払金	8,630	8,630	—
(4) 長期借入金（※1）	3,200	3,246	46
(5) リース債務（※2）	7,586	7,632	46
負債計	29,460	29,552	92
デリバティブ取引（※3）	(88)	(88)	—

（※1）1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

（※2）リース債務は流動負債に含まれるリース債務および固定負債に含まれるリース債務を合算した金額であります。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

投資有価証券は全て株式であり、時価については取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、連結決算日における借入残存期間において、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) リース債務

リース債務の時価については、連結決算日におけるリース残存期間において、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

為替予約取引については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	15

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,368円00銭

2. 1株当たり当期純利益 81円34銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上、その計算において控除する自己株式に役員報酬BIP信託として保有する当社株式(76,500株)を含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に役員報酬BIP信託として保有する当社株式(47,963株)を含めております。

(重要な後発事象に関する注記)

(持株会社体制への移行に伴う吸収分割および吸収合併)

当社は、平成28年4月13日に、持株会社体制に移行するため、平成28年9月1日(予定)を効力発生日として、当社が営んでいる事業のうち子会社を管理する事業以外の一切の事業に関して有する権利義務を、会社分割により当社の連結子会社であるわらべや関西株式会社に承継させることを決定し、同日、吸収分割契約を締結いたしました(以下、この会社分割を「本吸収分割」という)。また、平成28年9月1日(予定)を効力発生日として、わらべや関西株式会社を存続会社、当社の連結子会社であるわらべや東海株式会社およびわらべや北海道株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決定し、併せて吸収合併契約を締結しました(以下、この吸収合併を「本吸収合併」という)。

本吸収分割後の当社は、商号を「わらべや日洋ホールディングス株式会社」に変更し、引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として上場を維持する予定です。また、本吸収分割および本吸収合併後のわらべや関西株式会社は、「わらべや日洋株式会社」に商号変更する予定です。

なお、本吸収分割、本吸収合併、ならびに定款変更(商号および事業目的)の効力発生については、平成28年5月26日開催予定の第52回定時株主総会において関連議案が承認可決されることが前提条件となります。

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、グループ理念「私たちは『安全・安心』と『価値ある商品・サービスの提供』を通じて、お客様の健康で豊かな食生活に貢献します」を掲げ、食材の開発・調達から食品製造、配送・物流に至る一貫システムを構築してまいりました。日々高まる食品の安全性や価値ある商品に対するお客様のニーズに対応するために、①各事業子会社の意思決定の迅速化と機動的な事業運営の推進、②経営資源の最適配分、③ガバナンスの強化などを目的として、持株会社体制に移行します。また、地域ごとに分かれている製造体制を一本化して①管理体制の集約・強化、②各社で保有するノウハウの共有、③専門人材の最適配置などの効率化を行うため、当社の事業部門および製造子会社3社を1社に統合することといたしました。

2. 本吸収分割の概要

(1) 結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業の内容

①分割会社 わらべや日洋株式会社
(平成28年9月1日付で「わらべや日洋ホールディングス株式会社」に商号変更予定)

②承継会社 わらべや関西株式会社
(平成28年9月1日付で「わらべや日洋株式会社」に商号変更予定)

③対象事業の内容 食品関連事業

(2) 企業結合日 平成28年9月1日 (予定)

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、わらべや関西株式会社を承継会社とする吸収分割

3. 本吸収合併の概要

(1) 結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業の内容

①存続会社 わらべや関西株式会社
事業の内容 調理済食品の製造、販売

②消滅会社 わらべや東海株式会社
事業の内容 調理済食品の製造
消滅会社 わらべや北海道株式会社
事業の内容 調理済食品の製造

(2) 企業結合日 平成28年9月1日 (予定)

(3) 企業結合の法的形式

わらべや関西株式会社を存続会社、わらべや東海株式会社およびわらべや北海道株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後の企業の名称

わらべや関西株式会社
(平成28年9月1日付で「わらべや日洋株式会社」に商号
変更予定)

4. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)
および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計
基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、共通支配下の取引とし
て処理する予定です。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,492	流動負債	21,567
現金及び預金	5,473	買掛金	11,063
売掛金	13,065	短期借入金	100
商品及び製品	11	1年内返済予定の長期借入金	298
原材料及び貯蔵品	461	リース債務	936
前払費用	165	未払金	4,770
短期貸付金	4,414	未払費用	126
未収入金	3,390	未払消費税等	570
繰延税金資産	323	預り金	3,220
その他	186	前受収益	10
固定資産	34,112	賞与引当金	469
有形固定資産	29,339	固定負債	6,556
建物	11,336	長期借入金	1,120
構築物	605	リース債務	2,954
機械及び装置	4,373	退職給付引当金	1,933
工具、器具及び備品	153	役員株式給付引当金	34
土地	10,341	資産除去債務	415
リース資産	2,499	その他	96
建設仮勘定	29	負債合計	28,123
無形固定資産	600	(純資産の部)	
借地権	16	株主資本	33,321
ソフトウェア	542	資本金	8,049
その他	41	資本剰余金	8,143
投資その他の資産	4,172	資本準備金	8,143
投資有価証券	511	利益剰余金	17,391
関係会社株式	631	利益準備金	184
出資金	5	その他利益剰余金	17,207
関係会社出資金	566	特別償却準備金	19
長期貸付金	3	土地圧縮積立金	13
長期前払費用	55	別途積立金	8,902
差入保証金	728	繰越利益剰余金	8,272
繰延税金資産	1,258	自己株式	△263
その他	411	評価・換算差額等	159
資産合計	61,605	その他有価証券評価差額金	159
		純資産合計	33,481
		負債・純資産合計	61,605

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		159,155
売 上 原 価		143,485
売 上 総 利 益		15,669
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,771
営 業 利 益		898
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	573	
そ の 他	421	995
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44	
そ の 他	282	326
経 常 利 益		1,566
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	300	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	785	1,085
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,525	1,525
税 引 前 当 期 純 利 益		1,127
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	293	
法 人 税 等 調 整 額	△572	△278
当 期 純 利 益		1,405

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利 益 剰 余 金			
		資 本 準備金	資 本 剰余 金 合 計		その他利益剰余金			
					特別償却 準備金	土地圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金
当 期 首 残 高	8,049	8,143	8,143	184	37	13	8,902	7,701
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	△235
会計方針の変更を反映 した当期首残高	8,049	8,143	8,143	184	37	13	8,902	7,465
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	—	△616
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△17	—	—	17
土地圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—	0	—	△0
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	—	1,405
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△17	0	—	806
当 期 末 残 高	8,049	8,143	8,143	184	19	13	8,902	8,272

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等		純資産 合 計
	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合 計	
	利益 剰余金 合 計					
当 期 首 残 高	16,837	△17	33,013	163	163	33,177
会計方針の変更による 累積的影響額	△235	—	△235	—	—	△235
会計方針の変更を反映 した当期首残高	16,601	△17	32,778	163	163	32,942
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△616	—	△616	—	—	△616
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	—
土地圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	1,405	—	1,405	—	—	1,405
自己株式の取得	—	△245	△245	—	—	△245
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	△4	△4	△4
当 期 変 動 額 合 計	789	△245	543	△4	△4	539
当 期 末 残 高	17,391	△263	33,321	159	159	33,481

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品・原材料・貯蔵品

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

ソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を、当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支給見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が365百万円増加し、繰越利益剰余金が235百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益にあたる影響は軽微です。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

連結計算書類の連結注記表(追加情報)に記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する債権および債務	
短期金銭債権	7,438百万円
長期金銭債権	362百万円
短期金銭債務	9,120百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	34,913百万円
3. 担保に供している資産および担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
土地	5,188百万円
建物	1,880百万円
構築物	140百万円
機械及び装置	305百万円
工具、器具及び備品	5百万円
合計	<u>7,520百万円</u>
(2) 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	100百万円
関係会社の1年内返済予定の長期借入金	81百万円
関係会社の長期借入金	573百万円
合計	<u>755百万円</u>
4. 保証債務	
関係会社の銀行借入に対し保証を行っております。	
株式会社フレボファーム	500百万円
合計	<u>500百万円</u>

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

仕入高	56,130百万円
その他の営業費用	8,277百万円
営業取引以外の取引高	5,863百万円

2. 減損損失

当社は、当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
上田工場（長野県上田市）、南アルプス工場（山梨県南アルプス市）	事業資産（工場）	土地、建物、機械装置等	1,439
埼玉県吉川市他	除却予定資産	機械装置等	85

当社は、工場、事業所、賃貸資産（物件単位）等を基準にグルーピングしております。

上田工場および南アルプス工場において保有する固定資産について収益性の低下がみられたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

埼玉県吉川市他の資産は製造品目の見直しに伴う除却が決定しており、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は正味売却価額を使用し、土地、建物は、不動産鑑定評価額に基づいて評価しております。土地、建物以外の固定資産は零として回収可能価額を評価しております。

主な内訳は、リース資産639百万円、建物及び構築物491百万円、機械装置333百万円、土地48百万円、その他12百万円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末の自己株式の種類および数

普通株式 87,946株

(注) 当事業年度末の自己株式の普通株式数につきましては、「役員報酬B I P信託」が保有する76,500株を含めて記載しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	155百万円
未払事業税	19百万円
退職給付引当金	625百万円
未払役員退職金	13百万円
減損損失	492百万円
関係会社株式評価損	20百万円
資産除去債務	134百万円
繰越税額控除	210百万円
その他	84百万円
繰延税金資産小計	1,756百万円
評価性引当額	△41百万円
繰延税金資産合計	1,714百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△40百万円
その他有価証券評価差額金	△76百万円
特別償却準備金	△9百万円
その他	△6百万円
繰延税金負債合計	△132百万円
繰延税金資産純額	1,582百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 法人主要株主

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容 または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
法人 主要 株主	(株)セブン-イレ ブン・ジャパン	東京都 千代田区	17,200	コンビニ エンスト ア事業	(被所有) 直接12.4	—	当社 製品の 販売	当社製品の 販売	157,177	売掛金	12,942
								リース資産 取得(注3)	263	リース 債務 (注2)	800
								リース債務 返済	219		
								利息の支払 (注3)	17		

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引価格については市場価格を参考に決定しております。
 2. リース債務の期末残高は、流動負債と固定負債の合計額であります。
 3. リース資産取得および利息の支払金額には、子会社への転貸分を含んでおります。
 4. 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

2. 子会社

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容 または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	わらべや関西 株式会社	大阪府 摂津市	100	調理済食 品の製造	100.0	兼任3人 転籍1人 出向1人	製品の 供給	製品の仕入 (注1)	27,749	買掛金	2,332
								原材料およ び諸経費の 立替	—	未収入金	1,407
								資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金	1,206
								利息の受取 (注3)	3		
	わらべや東海 株式会社	愛知県 日進市	100	調理済食 品の製造	100.0	兼任3人 転籍1人	製品の 供給	製品の仕入 (注1)	16,352	買掛金	1,284
								原材料およ び諸経費の 立替	—	未収入金	760
								資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金	1,224
								利息の受取 (注3)	3		
								担保提供 (注4)	655	—	—
	わらべや 北海道 株式会社	札幌市 白石区	100	調理済食 品の製造	100.0	兼任3人	製品の 供給	製品の仕入 (注1)	10,690	買掛金	830
								資金の預り (注2)	—	預り金	768
								利息の支払 (注3)	2		
	株式会社 日洋	東京都 新宿区	90	食品用材 料の仕 入、販売	100.0	兼任3人 転籍2人	食品用材 料の供給	資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金	1,767
								利息の受取 (注3)	13		
	株式会社 ベストランス	東京都 東大和 市	50	食品関係 の配送	100.0	兼任3人 転籍1人	製品の 配送	物流センタ ー等貸与 (注1)	290	未収入金	16
										前受収益	9
資金の預り (注2)								—	預り金	834	
利息の支払 (注3)	1										
株式会社 プロシスタス	東京都 東村山 市	20	食品製造 設備等 の販売	100.0	兼任4人	生産設備 の供給	有形固定資 産の購入等 (注1) (注5)	5,079	未払金	610	
							設備関連備 品の購入等 (注1)	793			
							資金の預り (注2)	—	預り金	1,481	
							利息の支払 (注3)	4			

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引価格については市場価格を参考に決定しております。
2. 当社はキャッシュ・マネジメント・サービス（以下CMS）を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに金額を集計することは困難であるため、期末残高のみを表示しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 担保提供については子会社の金融機関からの借入に対する担保の提供であります。
5. 有形固定資産の購入等には、リース会社とのリース契約により取得した金額を含んでおります。
6. 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,909円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 80円03銭 |

(注) 1株当たり純資産額の算定上、その計算において控除する自己株式に役員報酬B I P信託として保有する当社株式（76,500株）を含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に役員報酬B I P信託として保有する当社株式（47,963株）を含めております。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制適用会社であります。

(重要な後発事象に関する注記)

連結計算書類の連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載しているため、注記を省略しております。

(その他の注記)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、平成27年1月7日開催の取締役会決議に基づき、連結子会社であるわらべや福島株式会社を吸収合併しました。

1. 結合当事企業の名称およびその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称およびその事業内容

企業の名称 わらべや福島株式会社

事業の内容 食品の製造

(2) 企業結合日 平成27年3月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、わらべや福島株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

わらべや日洋株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

わらべや福島株式会社は、平成7年10月の操業開始以降、主として福島県内のセブン-イレブン向けの米飯商品を製造してきました。

当社は、昨年5月に稼働した当社岩手工場と、わらべや福島株式会社福島工場の一体運営による商品開発および生産の効率化を目的として、わらべや福島株式会社を吸収合併しました。

2. 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(その他)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年4月13日

わらべや日洋株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米山昌良	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米村仁志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤原 選	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、わらべや日洋株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、わらべや日洋株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に、持株会社体制への移行に伴う吸収分割および吸収合併について記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年4月13日

わらべや日洋株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米山昌良	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米村仁志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤原 選	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、わらべや日洋株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に、持株会社体制への移行に伴う吸収分割および吸収合併について記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月27日

わらべや日洋株式会社 監査役会

監査役（常勤） 旭 輝 之 ⑩

監査役（常勤） 井 村 幹 男 ⑩

監 査 役 谷 村 正 人 ⑩

監 査 役 神 谷 和 彦 ⑩

(注) 監査役谷村正人および監査役神谷和彦は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策と位置付け、安定配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、グループの業績状況や今後の事業拡大投資のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金40円
総額704,568,560円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年5月27日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、グループ理念「私たちは『安全・安心』と『価値ある商品・サービスの提供』を通じて、お客様の健康で豊かな食生活に貢献します」を掲げ、食材の開発・調達から食品製造、配送・物流に至る一貫システムを構築してまいりました。日々高まる食品の安全性や価値ある商品に対するお客様のニーズに対応するために、①各事業子会社の意思決定の迅速化と機動的な事業運営の推進、②経営資源の最適配分、③ガバナンスの強化などを目的として、持株会社体制に移行します。

以上の理由により、平成28年9月1日をもって持株会社体制に移行するため、当社の営む事業のうち、子会社を管理する事業以外の一切の事業に関して有する権利義務をわらべや関西株式会社（以下「わらべや関西」といいます。）に吸収分割の方法（以下「本吸収分割」といいます。）により承継することにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約（写）

わらべや日洋株式会社（平成28年9月1日付で「わらべや日洋ホールディングス株式会社」に商号を変更予定。以下「甲」という。）及びわらべや関西株式会社（平成28年9月1日付で「わらべや日洋株式会社」に商号を変更予定。以下「乙」という。）は、甲の子会社管理事業以外の全ての事業（以下「本承継事業」という。）に関して有する権利義務を、乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本吸収分割契約に定めるところに従い、本分割効力発生日（第6条において定義される。以下同じ。）をもって、本承継事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継するものとする。

第2条（商号・住所）

本吸収分割の分割会社及び承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 分割会社

商号： わらべや日洋株式会社

住所： 東京都小平市小川東町五丁目7番10号

(2) 承継会社

商号： わらべや関西株式会社

住所： 大阪府摂津市鳥飼上二丁目1番3号

第3条（乙に承継する権利義務）

1. 本吸収分割により乙が甲から承継する契約上の地位、資産、債務その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙1「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 前項の規定に従い、乙が甲から承継する債務については、全て重疊的債務引受の方法により承継するものとする。

第4条（本吸収分割に際して交付する対価）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、乙の普通株式4,000株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代わり交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金等の額に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第6条（本分割効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本分割効力発生日」という。）は、平成28年9月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、本分割効力発生日以後、本承継事業について競業避止義務を負わないものとする。

第8条（公租公課）

乙が本吸収分割により甲から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等は、本分割効力発生日の前日までは甲が、本分割効力発生日以後は乙が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第9条（本吸収分割契約の変更）

本吸収分割契約締結の日から本分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割及び本吸収分割に付随する取引の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが見込まれる場合、その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は協議し、書面による合意の上、本吸収分割契約に定める分割の条件を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

第10条（本吸収分割契約に定めのない事項）

本吸収分割契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本吸収分割契約の趣旨に従って、甲及び乙が協議の上、決定する。

本吸収分割契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名捺印の上、各1通を保有する。

平成28年4月13日

甲：東京都小平市小川東町五丁目7番10号
わらべや日洋株式会社
代表取締役 大友 啓行 ⑩

乙：大阪府摂津市鳥飼上二丁目1番3号
わらべや関西株式会社
代表取締役 松木 伸介 ⑩

別紙1「承継対象権利義務明細表」

乙が、本分割効力発生日において甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は以下のとおりとする。

1. 承継の対象となる資産

本承継事業に関する一切の資産を承継する。但し、以下に定める事項を除く。

- (1) 土地
- (2) 建物
- (3) 差入保証金の一部

2. 承継の対象となる債務

本承継事業に関する一切の債務を承継する。但し、上記1. において承継対象権利義務から除くこととした資産に係る債務を除く。

3. 承継の対象となる契約（雇用契約を除く。）及び権利義務

本承継事業に関する一切の契約及びこれに関連する一切の権利義務を承継する。但し、上記1. において承継対象権利義務から除くこととした資産に係る契約を除く。

4. 雇用契約

本承継事業に関する一切の雇用契約及びこれに関連する一切の権利義務を承継する。

5. 許認可

本承継事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なものは、全て承継する。

以 上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

① 吸収分割承継会社が吸収分割会社に対して交付する株式の数に関する事項

吸収分割承継会社であるわらべや関西は、当社の完全子会社であり、かつ、本吸収分割は資産および負債を帳簿価額で承継させ、本吸収分割によりわらべや関西が発行する全株式を当社に割り当てる吸収分割であることから、両社間で協議し、割当て株式数を決定いたしました。かかる取扱いは相当であると考えております。

② 吸収分割承継会社の資本金および準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加するわらべや関西の資本金および資本準備金の額については、本吸収分割後のわらべや関西の機動的な資本政策を考慮し、会社計算規則に基づいて決定するものであり、相当であると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

わらべや関西の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙「わらべや関西の最終事業年度（平成26年3月から平成27年2月まで）に係る計算書類等の内容」に記載のとおりであります。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

わらべや関西は、わらべや関西、わらべや北海道株式会社（以下「わらべや北海道」といいます。）およびわらべや東海株式会社（以下「わらべや東海」といいます。）との間の平成28年4月13日付吸収合併契約において、吸収合併の効力発生日を平成28年9月1日とし、わらべや関西を吸収合併存続会社、わらべや北海道およびわらべや東海をそれぞれ吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを合意しております。なお、これらの吸収合併は、本吸収分割の効力の発生を条件とします。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

別紙「わらべや関西株式会社の最終事業年度(平成26年3月から平成27年2月まで)に係る計算書類等の内容」

1. 株式会社の状況に関する重要な事項のうち、計算書類およびその附属明細書の内容となる事項以外のもの

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による追加金融緩和を背景に、輸出企業の業績や雇用情勢に改善の動きがみられたものの、消費税増税後の個人消費の低迷などもあり、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

食品業界では、消費者の低価格志向が継続する一方で、原材料価格の上昇、雇用の改善にともなう人手不足・労働コストの上昇などもあり、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況下、当社は、地域の嗜好、味覚に沿った調理方法と食材の開発を更に推し進め、お客様のニーズにより密着した商品づくりに徹し、努めてまいりました。

主要顧客である株式会社セブン-イレブン・ジャパンのFF商品のチルド化と積極的な出店による堅調な納品店舗数の増加により、順調に売上を拡大しました。

前期より新たに設立しました香川工場につきましては、四国地方への新規出店に対応し、新規カテゴリーの開発や、CVS向けの事業拡充を図り、さらなる生産量の拡大と既存4工場との相乗効果で経営基盤を更に強化いたしました。

この結果、当事業年度業績は、売上高262億8千4百万円、営業利益1千4百万円、経常利益1億8百万円、当期純利益1億2千5百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

生産面におきましては、生産機械・製造工程の技術革新による省力化を推進し、5工場体制の効率化をさらに図り、また、食の安全に対する社会的意識の高まりや、ニーズの多様化に伴う激化など当社を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、いかなる環境にも対応できる経営基盤を構築いたします。

香川工場は、日本デリカフーズ協同組合認定により「HACCP認証」を来期目指しており、これにより全ての工場が認定工場となり、更に食の安全体制を強化し、ISO14001活動のもと環境の取り組みとともに企業の社会的責任を果たしてまいります。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

当社の親会社はわらべや日洋株式会社で、同社は当社の株式を4,000株（出資比率100%）保有しております。子会社はありません。

(4) 主要な事業内容（平成27年2月28日現在）

当社の主な事業は、調理済食品の製造です。

(5) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社	大阪府摂津市鳥飼上2丁目1番3号
摂 津 工 場	大阪府摂津市鳥飼上2丁目1番3号
滋 賀 工 場	滋賀県野洲市野洲1679番1
堺 工 場	大阪府堺市東区北野田830番地
三 木 工 場	兵庫県三木市志染町戸田字中尾1838番230
香 川 工 場	香川県坂出市沖の浜30番83

(6) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
男性	224名	9名
女性	61名	7名
合計	285名	16名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には、常時使用するパートタイマー787名（1日8時間労働換算）は含まれておりません。

(7) 主要な借入先

(単位：千円)

借入先	借入残高
わらべや日洋株式会社	1,507,499

(8) 株式会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 16,000株
② 発行済株式の総数 4,000株
③ 株主数 1名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
わらべや日洋株式会社	4千株	100%

(9) 株式会社の会社役員に関する事項
取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	松木伸介	
取締役	宮本勝浩	製造部長
取締役	今井英俊	商品部長
取締役	大友啓行	わらべや日洋株式会社 代表取締役副社長
取締役	森浦正名	わらべや日洋株式会社 専務取締役
監査役	井村幹男	わらべや日洋株式会社 常勤監査役

- (注) 1. 取締役 宮本勝浩氏は、平成26年5月20日開催の第18回定時株主総会において、新たに選任され就任されました。
2. 平成26年10月16日開催の臨時株主総会にて、取締役 今井英俊氏が新たに選任され就任しました。
3. 平成26年10月16日開催の臨時株主総会にて、取締役 細谷正夫氏は退任いたしました。

2. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定または決議があるときは、その決定または決議の内容の概要

該当事項はありません。

3. 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めているときは、その概要等

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,507,265	流 動 負 債	4,414,287
現金及び預金	3,175	買 掛 金	1,159,095
売 掛 金	2,149,426	短 期 借 入 金	1,507,499
原材料及び貯蔵品	135,071	未 払 金	984,014
前 払 費 用	68,243	未 払 費 用	68,419
社員貸付金	596	賞 与 引 当 金	112,582
未 収 入 金	99,073	リ ー ス 債 務	285,846
立 替 金	258	未 払 法 人 税 等	23,804
仮 払 金	2,310	未 払 消 費 税 等	206,380
繰延税金資産	49,110	預 り 金	44,981
		未 払 役 員 賞 与	7,800
固 定 資 産	5,576,022	前 受 金	13,862
有 形 固 定 資 産	5,311,153	固 定 負 債	1,253,615
建 物	1,767,652	退 職 給 付 引 当 金	149,013
構 築 物	130,947	リ ー ス 債 務	702,369
機 械 及 び 装 置	1,153,514	資 産 除 去 債 務	377,174
工具器具及び備品	29,286	預 り 保 証 金	25,059
土 地	1,321,245	負 債 合 計	5,667,903
リ ー ス 資 産	908,506	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	3,765	株 主 資 本	2,415,384
電 話 加 入 権	3,639	資 本 金	100,000
施 設 利 用 権	126	資 本 剰 余 金	100,000
投資その他の資産	261,103	その他資本剰余金	100,000
出 資 金	20	利 益 剰 余 金	2,215,384
長 期 前 払 費 用	958	利 益 準 備 金	50,000
差 入 保 証 金	119,367	その他利益剰余金	2,165,384
繰延税金資産	111,871	繰越利益剰余金	2,165,384
前 払 年 金 費 用	28,886	純 資 産 合 計	2,415,384
資 産 合 計	8,083,288	負 債 純 資 産 合 計	8,083,288

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		26,284,292
売 上 原 価		22,504,461
売 上 総 利 益		3,779,830
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,765,523
営 業 利 益		14,307
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	30,360	
そ の 他	208,548	238,908
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,647	
そ の 他	127,736	144,383
経 常 利 益		108,831
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	84,600	84,600
特 別 損 失		
減 損 損 失	10,155	10,155
税 引 前 当 期 純 利 益		183,276
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		50,865
法 人 税 等 調 整 額		7,182
当 期 純 利 益		125,228

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			株 資 合 計	
		その他資 本 剰余金	資 本 剰 余 金 計		その他利益 剰余金		利 益 剰 余 金 計		
					別 途 積 立 金	繰 上 り 剰 余 金			
当 期 首 残 高	200,000	—	—	50,000	420,000	1,620,156	2,090,156	2,290,156	2,290,156
当 期 変 動 額									
減 資	△100,000	100,000	100,000	—	—	—	—	—	—
別途積立金の 取崩	—	—	—	—	△420,000	420,000	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	125,228	125,228	125,228	125,228
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△100,000	100,000	100,000	—	△420,000	545,228	125,228	125,228	125,228
当 期 末 残 高	100,000	100,000	100,000	50,000	—	2,165,384	2,215,384	2,415,384	2,415,384

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務(自己都合要支給額)及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

4,000株

(その他の注記)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

私は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1、監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度にかかわる事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度にかかわる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2、監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成27年4月17日

わらべや関西株式会社

監査役 井村幹男

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は第2号議案のとおり、平成28年9月1日をもって持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、現行定款第1条（商号）および第2条（目的）の変更を行うものであります。

なお、現行定款第1条（商号）および第2条（目的）の変更につきましては、第2号議案の本吸収分割の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

(2) 取締役および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第29条（社外取締役の責任免除）および第37条（社外監査役の責任免除）を変更するものであります。

なお、定款第29条（社外取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>わらべや日洋株式会社</u>と称し、英文では<u>WARABEYA NICHIIYO CO., LTD.</u>と表示する。</p>	<p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>わらべや日洋ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では<u>WARABEYA NICHIIYO HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p>
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配または管理すること</u>ならびに<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1) 食料品の製造、販売</p> <p>(2) 食料品製造および販売に関する経営指導ならびに技術指導</p> <p>(3) 食料品製造工場の設計施工ならびに管理</p> <p>(4) 食料品製造加工機械、<u>空調機器</u>、<u>厨房器具</u>の製造販売ならびに賃貸 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(5) <u>酒類</u>、清涼飲料水、冷凍食品、冷凍調理品、調味料、瓶缶詰類の輸出入および製造加工ならびに販売</p> <p>(6) <u>農畜産物の生産</u>、製造加工、販売および輸出入</p> <p>(7) <u>水産物の養殖</u>、製造加工、販売および輸出入</p> <p>(8) <u>船舶</u>および搭載機器類の保守、技術サービス提供ならびに工事施工</p> <p>(9) <u>船舶の部品・資材・什器・備品</u>、<u>陸船用機器</u>、<u>化学薬品</u>、<u>火薬品</u>、<u>高圧ガス</u>の販売</p>	<p>(1) 食料品の<u>仕入れ</u>、製造、販売</p> <p>(2) 食料品製造および販売に関する経営指導ならびに技術指導</p> <p>(3) 食料品製造工場等の<u>建築工事</u>、<u>土木工事</u>、<u>機器・装置の設置工事</u>、<u>管工事</u>、<u>さく井工事</u>、その他建設工事全般に関わる<u>企画</u>、<u>設計</u>、<u>施工</u>、<u>管理・監督</u></p> <p>(4) 食料品製造加工機械、<u>厨房器具</u>の製造販売ならびに賃貸</p> <p>(5) <u>環境設備</u>、<u>公害防止装置</u>、<u>エネルギー開発等の施設</u>に関する<u>企画</u>、<u>設計</u>、<u>施工</u>、<u>管理・監督</u>、<u>工事請負</u></p> <p>(6) <u>冷暖房</u>、<u>空調和</u>、<u>給排水</u>、<u>衛生</u>、<u>換気</u>、<u>電気</u>、<u>乾燥</u>、<u>蒸発</u>、<u>燃焼</u>、<u>冷凍</u>、<u>冷蔵</u>、<u>製氷</u>、<u>温湿度調整</u>および<u>一般熱交換装置等の企画</u>、<u>設計</u>、<u>施工</u>、<u>管理・監督</u>、<u>製造</u>、<u>販売</u></p> <p>(7) <u>炭酸ガス (CO2)</u> 等地球温暖化ガスに関する<u>排出権の売買</u>、<u>仲介</u>、<u>管理・監督</u>およびそれらに関する<u>コンサルティング業務</u></p> <p>(8) <u>酒類</u>、清涼飲料水、冷凍食品、冷凍調理品、調味料、瓶缶詰類の輸出入および製造加工ならびに販売</p> <p>(9) <u>農畜産物の生産</u>、製造加工、販売および輸出入</p> <p>(10) <u>水産物の養殖</u>、製造加工、販売および輸出入</p> <p>(11) <u>船舶</u>および搭載機器類の保守、技術サービス提供ならびに工事施工</p> <p>(12) <u>船舶の部品・資材・什器・備品</u>、<u>陸船用機器</u>、<u>化学薬品</u>、<u>火薬品</u>、<u>医薬品</u>、<u>高圧ガス</u>の販売</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p><u>(10) 一般貨物自動車運送事業</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(11) 倉庫業および製氷ならびに冷凍冷蔵業</u></p> <p><u>(12) 損害保険代理業</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(13) 労働者派遣事業</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(14) 喫茶店およびレストランの経営</u></p> <p><u>(15) 日用雑貨、工芸品、衣料品、化粧品、医療品、煙草の輸出入ならびに販売</u></p> <p><u>(16) 不動産の売買、管理、賃貸借およびその仲介</u></p>	<p><u>(13) 包装材料の製造、販売</u></p> <p><u>(14) 一般貨物自動車運送事業</u></p> <p><u>(15) 貨物自動車利用運送事業</u></p> <p><u>(16) 貨物軽自動車運送事業</u></p> <p><u>(17) 物品の仕分け、梱包、発送および配送業務</u></p> <p><u>(18) 農産物の集荷、配送業務</u></p> <p><u>(19) 車両運行業務管理請負業</u></p> <p><u>(20) 倉庫業ならびに製氷および冷凍冷蔵業</u></p> <p><u>(21) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u></p> <p><u>(22) 生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>(23) 労働者派遣事業</u></p> <p><u>(24) 有料職業紹介事業</u></p> <p><u>(25) 食料品の製造等に関する業務請負、業務受託事業</u></p> <p><u>(26) 機械装置等の製造等に関する業務請負、業務受託事業</u></p> <p><u>(27) 外国人技能実習生等に対する教育研修事業および教育研修施設の運営事業</u></p> <p><u>(28) 外国人技能実習生等に対する教育のコンサルティングおよびカウンセリング事業</u></p> <p><u>(29) カルチャーセンター、パソコン教室、および託児所の経営ならびに経営受託業務</u></p> <p><u>(30) コンビニエンスストア、喫茶店およびレストランの経営および経営受託業務</u></p> <p><u>(31) 日用雑貨、工芸品、衣料品、化粧品、医療品、煙草の輸出入ならびに販売</u></p> <p><u>(32) 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸および管理</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(17) 海外渡航旅行の手続斡旋ならびに国内旅行の手続および取次業務</p> <p>(18) 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(33) 情報処理・情報提供サービス業務</p> <p>(34) 海外渡航旅行の手続斡旋ならびに国内旅行の手続および取次業務</p> <p>(35) 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>第3条～第13条 (省略)</p>	<p>第3条～第13条 (現行どおり)</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長とする。</p> <p>第2項 (省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>第2項 (現行どおり)</p>
<p>第15条～第28条 (省略)</p>	<p>第15条～第28条 (現行どおり)</p>
<p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第30条～第36条 (省略)</p>	<p>第30条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第38条～第40条 (省略)</p>	<p>第38条～第40条 (現行どおり)</p>

第4号議案 取締役1名選任の件

当社取締役 藤沼良友氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款第20条第2項の規定により、他の在任取締役の任期の満了するときまでとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
* まつき しんすけ 松木 伸介 (昭和39年6月19日生)	平成3年5月 当社入社 平成19年12月 当社統括事業本部首都圏事業本部製造部長 平成20年9月 当社統括事業本部北関東事業本部長 平成21年5月 当社取締役 統括事業本部北関東事業本部長 平成22年9月 当社取締役 統括事業本部首都圏事業本部長 平成24年3月 わらべや関西株式会社 代表取締役社長 (現在に至る)	2,600株

(注) 1. 松木伸介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. *印は新任取締役候補者であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

当社監査役 谷村正人氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
谷村正人 (昭和42年6月26日生)	平成6年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成6年4月 南青山総合法律事務所 入所 平成17年5月 当社監査役 (現在に至る) 平成24年8月 四季の風総合法律事務所設立 (現在に至る)	4,100株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 谷村正人氏は、社外監査役候補者であります。
3. 谷村正人氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、長年、弁護士として培ってきた法務に関する専門的な知識と経験を背景に、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、選任をお願いするものであります。
4. 谷村正人氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
5. 当社は、谷村正人氏との間に会社法第427条第1項および当社定款第37条の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、谷村正人氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は谷村正人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場 ご案内図



立川グランドホテル 4階 カルログランデ
東京都立川市曙町二丁目14番16号
TEL 042-525-1121(代)
※JR中央本線 立川駅（北口）から徒歩2分

（駐車場のご用意はいたしていませんので、ご来場の際は、
公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。）